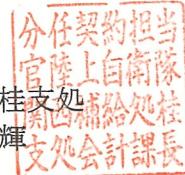


## 一般競争入札公告

分任契約担当官

陸上自衛隊  
陸上自衛隊関西補給処桂支処

会計課長 田尾 正輝



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「契約条項」及び「入札心得」を承知のうえ参加されたい。

### 1 競争入札に付する事項

番号	件名	規格	単位	予定数量	仕様書番号
1	産業廃棄物収集運搬処分	仕様書のとおり	台	6	1
2	産業廃棄物収集運搬処分（石綿含有）	仕様書のとおり	k g	2, 500	2
3	産業廃棄物収集運搬処分（事業系）	仕様書のとおり	k g	17, 000	3
4	産業廃棄物運搬処分（混載）	仕様書のとおり	台	8	4 5
5	産業廃棄物処分	仕様書のとおり	k g	4, 000	6
履行場所		陸上自衛隊桂駐屯地			
履行期間		自 令和 7 年 4 月 1 日		至 令和 8 年 3 月 31 日	

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和 7, 8, 9 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、『D 等級』以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者。（申請中の者を含む。但し、最終的に競争参加資格を付与されなかった者は契約相手と認めない。）
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (10) 京都市の廃棄物処理業の許可を受けていること。

### 3 契約条項及び入札心得

- (1) 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」および「単価契約に関する特約条項」とする。

(2) 契約条項及び入札心得を示す場所

陸上自衛隊関西補給処桂支処 総務部会計課 契約班

4 入札（現場）説明会及び競争入札の日時等

(1) 入札（現場）説明会：実施しない。

※現地現物確認を希望する場合は、土日、祝日以外で個別に対応するので下記に示す担当まで事前に連絡されたい。なお、現地確認を希望しない方は、現物未確認による紛争防止の為、事後該当事項に起因する苦情の申立を行わないことを同意の上、入札に参加されたい。

(2) 入札日時：令和6年3月13日（木）0900

(3) 入札場所：桂駐屯地 本部庁舎1F 多目的室

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

(1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

(2) 入札に関する条項に違反した入札

(3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

7 落札決定方法

予定数量に単価を乗じて得た総価で決定する。ただし、同額の場合には抽選により決定する。

※契約方法については、単価契約

8 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：免除

(3) 違約金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

9 契約書の作成

落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

10 その他入札に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札前日までに競争入札受付票(別紙)に必要事項を記入し、資格決定通知書(写)、産業廃棄物収集運搬業許可証(写し)、産業廃棄物収集処分業許可証(写し)と合わせて提出(FAX可)して下さい。確認後、入札等関係書類を交付する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 郵便による入札については入札前日1700着分までを有効とし便着の確認を必ずお願いします。また入札金額が同額による場合は当該入札に係るの無い職員により抽選を実施します。
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (5) 予定価格に達しない場合は再度入札を実施します。再度入札の場合は別途連絡します。
- (6) 市場価格調査にご協力をお願いします。

11 入札公告掲示場所

(1) 陸上自衛隊桂駐屯地 本部庁舎1F 会計課事務室前掲示板

(2) 陸上自衛隊桂駐屯地ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/3d/katsura/>

(3) 陸上自衛隊宇治駐屯地 関西補給処調達会計部掲示板

12 各問合せ先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒615-8103 京都市西京区川島六の坪

陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処 会計課 契約班 担当 安達

TEL (075) 381-2125 (内線347) FAX (075) 381-8881

- (2) 仕様書（規格等）及び現場確認に関する問合せ先

各仕様書に記載の連絡先

## 競争入札受付票

令和 年 月 日

入札件名		入札日時	令和7年3月13日(木) 0900
仕様書等受領者	住所	(電話) - - - ) (FAX) - - - )	
	会社名		
	受領者(役職・氏名)		
	※名刺を頂戴することで、本欄の記載を省略できます。		

官側受付日	
-------	--

## 陸上自衛隊桂駐屯地仕様書

品名	産業廃棄物 収集運搬処分	作成年月日	7.2.6
		作成部隊等	関西補給処桂支処 総務部管理課営繕班

## 1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第4項に掲げる廃棄物の収集・運搬処分について適用する。

## 2 役務期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

## 3 搬出場所

陸上自衛隊桂駐屯地（京都市西京区川島六の坪）

## 4 廃棄物種類及び予定数量

種類	品目	予定数量
混載	① 廃プラスチック類 ② ゴムくず ③ 金属くず ④ ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず ⑤ がれき類 ⑥ 紙くず（建設廃材） ⑦ 木くず（生木を除く。建設廃材） ⑧ 繊維くず（建設廃材） ⑨ その他（建設廃材・設備廃材）	4t (8m <sup>3</sup> ) コンテナ 6台

## 5 収集要領

## (1) 収集日及び収集時間

収集日及び収集時間は、官側担当者との調整により、その都度決定するものとする。

## (2) 収集場所

請負業者は、官側の指定する場所において、監督官の立会のもと収集する。

## (3) 請負業者は、廃棄物の収集後、途中の積替え及び他事業者の廃棄物を収集することなく直接処分場へ運搬するものとする。

## 6 その他

- (1) 廃棄物の収集・運搬・処分は、関係法令に基づき適正に実施し、産業廃棄物収集運搬・処分業許可証（写し）を提出の上、官側と委託契約を結ぶこと。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）は、納期までに提出するものとし、E票の受理をもって検査完了とする。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、相互に協議の上決定する。

## 7 担当者

関西補給処桂支処総務部管理課営繕班 木村（内線383）

陸上自衛隊桂駐屯地仕様書

品名	産業廃棄物 収集運搬処分	作成年月日	7.2.17
		作成部隊等	関西補給処桂支処 総務部管理課営繕班

1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第4項に掲げる廃棄物の収集・運搬処分について適用する。

2 役務期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 搬出場所

陸上自衛隊桂駐屯地（京都市西京区川島六の坪）

4 廃棄物種類及び予定数量

種類	廃棄物内容	予定数量
石綿含有 産業廃棄物	建設廃材のうち、廃石綿等以外のものであって 石綿を含有する建材とみなされるもの (スレート、石膏ボード、グラスウール、床タイル等)	年間約2,500kg

5 収集要領

(1) 収集日及び収集時間

収集日及び収集時間は、官側担当者との調整により、その都度決定するものとする。

(2) 収集場所

請負業者は、官側の指定する場所において、監督官の立会のもと収集する。

(3) 請負業者は、廃棄物の収集後、途中の積替え及び他事業者の廃棄物を収集することなく直接処分場へ運搬するものとする。

6 その他

(1) 廃棄物の収集・運搬・処分は、関係法令に基づき適正に実施し、産業廃棄物収集運搬・処分業許可証（写し）を提出の上、官側と委託契約を結ぶこと。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）は、納期までに提出するものとし、E票の受理をもって検査完了とする。

(3) 仕様書に定めのない事項については、相互に協議の上決定する。

7 担当者

関西補給処桂支処総務部管理課営繕班 木村（内線383）

## 陸上自衛隊桂駐屯地仕様書

品名	産業廃棄物 収集運搬処分	作成年月日	7.2.6
		作成部隊等	関西補給処桂支処 総務部管理課營繕班

## 1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第4項に掲げる廃棄物の収集・運搬処分について適用する。

## 2 役務期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

## 3 搬出場所

陸上自衛隊桂駐屯地（京都市西京区川島六の坪）

## 4 廃棄物種類及び予定数量

種類	品目	予定数量
混載	① 廃プラスチック類 ② 金属くず ③ ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	年間約17トン (約1.4t/月)

## 5 収集要領

## (1) 収集日及び収集時間

ア 収集日は、毎月2回を基準とし、収集希望日を事前に担当者と調整するものとする。  
イ 収集時間は、午前中（9時から11時を基準）とする。

## (2) 収集場所

請負業者は、別紙「収集地点図」の収集地点において、監督官の立会のもと収集する。  
(3) 請負業者は、廃棄物の収集後、途中の積替え及び他事業者の廃棄物を収集することなく直接処分場へ運搬するものとする。  
(4) 請負業者は、収集した廃棄物の数量を計測し、その結果を速やかに官側に通知するものとする。

## 6 その他

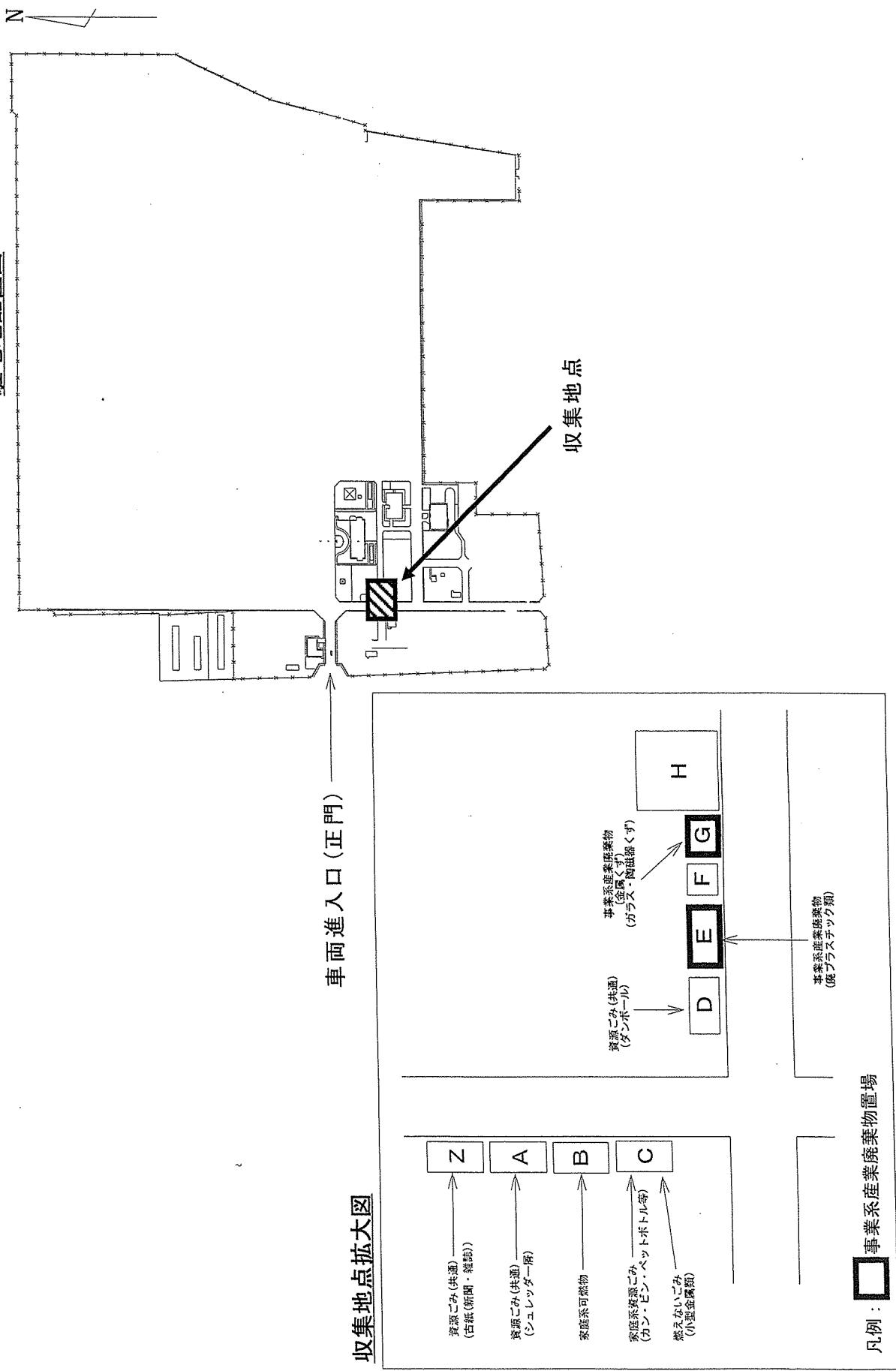
- (1) 廃棄物の収集・運搬・処分は、関係法令に基づき適正に実施し、産業廃棄物収集運搬・処分業許可証（写し）を提出の上、官側と委託契約を結ぶこと。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）は、納期までに提出するものとし、E票の受理をもって検査完了とする。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、相互に協議の上決定する。

## 7 担当者

関西補給処桂支処総務部総務課総括班 野崎（内線313）

収集地点図

駐屯地配置図



## 陸上自衛隊仕様書

物品番号		調達要求書番号	4RJ91CM3002
品名規格 産業廃棄物運搬処分（混載）	仕様書番号	5	
	承認年月日	令和 年 月 日	
	作成年月日	令和 7 年 2 月 3 日	
	変更年月日	令和 年 月 日	
	作成部隊等	関西補給処 桂支処 総務部	

## 1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第2項に掲げる産業廃棄物運搬処分(混載)について適用する。

## 2 廃棄物の種類等

廃棄物の種類	廃棄物内容	処分予定数量	提出書類
混 載	<p>① 混載 (上記廃棄物を区分しがたいもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属屑(鉄、アルミ等)</li> <li>・ 廃プラスチック</li> <li>・ ゴム屑</li> <li>・ ガラス屑・陶磁器屑</li> <li>・ がれき類</li> <li>・ ビニール屑</li> <li>・ 発泡スチロール屑</li> <li>・ 合成繊維屑(シート・ジュウタン等)</li> <li>・ 建設廃材(加工木材等)</li> <li>・ 設備廃材</li> <li>・ その他</li> </ul> <p>② 混載に該当しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グラスウール・石膏ボードなどの石綿含有が疑わしいものは除く。</li> </ul>	4t(8m <sup>3</sup> )コンテナ 4台	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

## 3 その他

- (1) 廃棄物の運搬・処分は関係法令に基づき実施し、運搬・処分業許可書の写しを提出し、官側と委託契約を結ぶこと。
- (2) 業者はその都度処理をすすめ、E票は官側の指定する処分納期までに提出すること。
- (3) 細部日程については、担当者と調整すること。

※ 担当 総務部管理課補給班 三藤(内線376)

## 陸上自衛隊仕様書

物品番号		調達要求書番号	4RJ91CM3003
品名規格	産業廃棄物運搬処分（混載）	仕様書番号	6
		承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7 年 2 月 3 日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	関西補給処 桂支処 総務部

## 1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第2項に掲げる産業廃棄物運搬処分(混載)について適用する。

## 2 廃棄物の種類等

廃棄物の種類	廃棄物内容	処分予定数量	提出書類
混載	① 混載 (上記廃棄物を区分しがたいもの) - 金属屑(鉄、アルミ等) - 廃プラスチック - ゴム屑 - ガラス屑・陶磁器屑 - がれき類 - ビニール屑 - 発泡スチロール屑 - 合成繊維屑(シート・ジュウタン等) - 建設廃材(加工木材等) - 設備廃材 - その他  ② 混載に該当しないもの - グラスウール・石膏ボードなどの石綿含有が疑わしいものは除く。	4t(8m <sup>3</sup> )コンテナ 4台	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

## 3 その他

- (1) 廃棄物の運搬・処分は関係法令に基づき実施し、運搬・処分業許可書の写しを提出し、官側と委託契約を結ぶこと。
- (2) 業者はその都度処理をすすめ、E票は官側の指定する処分納期までに提出すること。
- (3) 細部日程については、担当者と調整すること。

※ 担当 総務部管理課補給班 二階堂(にかいどう)(内線372)

調達要求番号：5RJ91CM3004

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
	MQ-Z001024E
産業廃棄物処分	防衛大臣承認 令和 年 月 日
	作成 平成18年 4月 3日
	変更 令和2年10月 5日
	作成部隊等名 関西補給処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する産業廃棄物処分の役務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

### 1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	汚泥	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、洗車場汚泥、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼または非金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物

表1-種類(つづき)

種類			性状・具体例等
産業廃棄物の特定事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	
	木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット	
	繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃酸	pH 2.0以下の酸性廃液	
	廃アルカリ	pH 12.5以上のアルカリ性廃液	
	感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらのおそれのある産業廃棄物	
	廃P C B等	廃P C B及びP C Bを含む廃油	
特定有害産業廃棄物	P C B汚染物	P C Bが染み込んだ汚泥、P C Bが塗布もしくは染み込んだ紙くず、P C Bが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、又はP C Bが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、P C Bが付着した陶磁器くずやがれき類	
	廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物	
	廃石綿等	建設物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等	
有害産業廃棄物		水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアノ、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタノン、1.1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1.4-ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、鉛さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等	

#### 1.4 処分の呼び方

処分の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 産業廃棄物処分、産業廃棄物、廃油

#### 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 仕様書

MQ-Z001024E 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

##### b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、 “法” という。）

### 2 役務に関する要求

#### 2.1 一般的な要求事項

契約の相手方は、法に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び適正に処分する責任を負うものとする。

#### 2.2 処分の対象

処分の対象となる産業廃棄物は、表1によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

#### 2.3 処分基準

処分の基準は、次による。

- a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処分は、法第12条で定める“産業廃棄物処理基準”による。
- b) 特別管理産業廃棄物の処分は、法第12条の2で定める“特別管理産業廃棄物処理基準”による。

#### 2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

### 3 監督・検査

監督及び検査は、役務完了検査とし、契約の相手方はこの役務終了後、契約担当官等に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

### 4 その他の指示

#### 4.1 提出書類

契約の相手方は、次に示す書類を契約担当官等に提出するものとする。

- a) 契約締結時に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを各2部
- b) 産業廃棄物の各段階の処分終了ごとの管理票を速やかに

#### 4.2 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

#### 4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	調達要求番号	5RJ91CM3004
	調達要求年月日	令和7年2月5日
	作成部課	桂支処 総務部 管理課
	作成年月	令和7年2月3日
品名	産業廃棄物処分	
仕様書番号	MQ-Z001024E	
指定事項	<p>次に示す項目について、仕様書を補足する。</p> <p><b>2 役務に関する要求</b></p> <p><b>2.2 処分の対象</b></p> <p>産業廃棄物 廃プラスチック類（合成繊維くず金属くずの混載）（特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。）</p> <p><b>2.3 処分数</b></p> <p>4,000kg（予定数量）</p> <p><b>2.4 処分基準</b></p> <p>中間処理の方法は、焼却とし、要領は、官側の立会いの下、引渡した産業廃棄物のみを焼却炉に直接投入するものとする。</p> <p><b>4 その他の指示</b></p> <p><b>4.3 引渡し場所</b></p> <p>引き渡し場所は、契約相手方の中間処理実施場所とする。 (ただし、大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県・奈良県内の範囲とする。)</p>	

# 入札書

分任契約担当官  
陸上自衛隊関西補給処桂支処  
会計課長 田尾 正輝 殿

¥

(税抜き価格)

住所・氏名

- 1 件 名 産業廃棄物収集運搬処分 ほか5件  
2 履行期間 7.4.1~8.3.31  
3 納 地 陸上自衛隊桂駐屯地  
4 決定方式 単価決定  
5 当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する  
誓約事項について誓約します。  
6 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入  
札見積いたします。

令和 7年 3月 13日

No.	品 名	規 格	単位	予定数量	単価(税抜き)	金額(税抜き)	備 考
1	産業廃棄物収集運搬処分	仕様書のとおり	台	6			
2	産業廃棄物収集運搬処分 (石綿含有)	仕様書のとおり	KG	2,500			
3	産業廃棄物収集運搬処分 (事業系)	仕様書のとおり	KG	17,000			
4	産業廃棄物運搬処分 (混 載)	仕様書のとおり	台	4			
5	産業廃棄物運搬処分 (混 載)	仕様書のとおり	台	4			
6	産業廃棄物処分	仕様書のとおり	KG	4,000			

## 市場価格調査書

分任契約担当官  
陸上自衛隊関西補給処桂支処  
会計課長 田尾 正輝 殿

¥

(税抜き価格)

住所・会社名・代表者名

- 1 件 名 産業廃棄物収集運搬処分 ほか5件  
2 履行期間 7.4.1～8.3.31  
3 納 地 桂支処総務部管理課補給班  
桂支処総務部管理課営繕班

令和 年 月 日

No.	品 名	規 格	単位	予定数量	単価(税抜き)	金額(税抜き)	備 者
1	産業廃棄物収集運搬処分	仕様書のとおり	台	6			
2	産業廃棄物収集運搬処分 (石綿含有)	仕様書のとおり	KG	2,500			
3	産業廃棄物収集運搬処分 (事業系)	仕様書のとおり	KG	17,000			
4	産業廃棄物運搬処分(混 載)	仕様書のとおり	台	4			
5	産業廃棄物運搬処分(混 載)	仕様書のとおり	台	4			
6	産業廃棄物処分	仕様書のとおり	KG	4,000			